

国立研究開発法人物質・材料研究機構

技術相談等の業務の実施に関する規程

平成14年6月27日

14規程第37号

改正：平成15年 3月13日 15規程第4号

改正：平成16年 7月29日 16規程第27号

改正：平成18年 3月28日 18規程第40号

改正：平成20年 3月25日 20規程第31号

改正：平成22年 4月27日 22規程第34号

改正：平成23年 4月27日 23規程第37号

改正：平成24年 1月16日 24規程第2号

改正：平成24年 7月31日 24規程第63号

改正：平成25年 6月11日 25規程第23号

改正：平成26年 5月20日 26規程第26号

改正：平成26年 9月24日 26規程第42号

改正：平成27年 3月24日 27規程第68号

改正：平成28年 3月29日 28規程第21号

改正：平成28年 4月26日 28規程第88号

改正：平成30年 6月20日 30規程第36号

改正：平成30年 7月31日 30規程第40号

改正：平成31年 3月12日 2019規程第18号

改正：令和3年 4月27日 2021規程第45号

改正：令和5年 2月28日 2023規程第51号

(目的)

第1条 国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が行う技術相談等の業務の実施に関する取扱いについては、国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成11年法律第173号。以下「法」という。）、国立研究開発法人物質・材料研究機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）、国立研究開発法人物質・材料研究機構会計規程（平成13年4月2日 13規程第16号。以下「会計規程」という。）その他の法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「技術相談等の業務」とは、機構における研究開発の成果の普及、活用の促進に関して、機構が民間企業等の外部の者からの依頼に応じて適正な対価等を得て行う研究成果物及び技術情報の提供、技術指導、コンサルティング、事故等調査等に係る業

務をいう。

(業務実施の決定)

第3条 外部連携部門企業連携室長（以下「企業連携室長」という。）は、技術相談等の業務（企業等との会員制連携に係るものを除く。以下「業務」という。）の実施について依頼を受けたときは、次の各号に掲げる要件について検討を行い、実施するか否かを決定する。

- (1) 法第15条第2号に該当するものであること。
- (2) 中期目標の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 科学技術の振興、社会・経済への貢献等の公共性を有するものであること。
- (4) 計画書等において問題が確認されないこと。
- (5) センター長の承認が得られたものであること。ただし、理事長が別に定めた場合にはこの限りではない。

2 企業連携室長は、業務を実施しないこととしたときは、依頼者にその旨を通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、事故等調査の実施の決定については、国立研究開発法人物質・材料研究機構事故等調査の取扱いに関する達（平成18年9月4日 18達第26号。以下「事故等調査に関する達」という。）第5条に定めるところによる。

(契約の締結等)

第4条 外部連携部門長は、前条により業務を実施するときは、業務方法書第23条の規定に基づき、次の事項について依頼者と業務の内容に即した契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

- (1) 契約事項
- (2) 業務の目的及び概要
- (3) 業務の実施場所
- (4) 業務の開始及び完了時期
- (5) 業務を実施する職員
- (6) 業務の実施料の額、受取の時期及び方法
- (7) 業務の実施料が適正に支払われないときの措置
- (8) 業務の遂行が困難となったときの措置
- (9) 秘密の保持に関する措置
- (10) 業務の結果得られた成果が特許権等の対象となったときの権利の帰属及びその実施の方法
- (11) その他必要な事項

2 前項の規定は、契約の内容を変更しようとする場合に準用する。

3 外部連携部門長は、実施する業務（事故等調査を除く。）が次のいずれにも該当する場合は、依頼者より技術相談等に係る業務依頼申込書（別紙様式1）の提出を受け、技術相談等に係る業務受諾通知書（別紙様式2）を依頼者に通知することにより、前項の契約の締結に替えることができるものとする。

- (1) 業務の実施料の額が300万円未満であること
- (2) 業務の実施にあたり、特許権等の取扱い等についての特段の配慮を要しないこと

(技術相談等の業務の実施に関する規程)

- 4 実施する事故等調査が前項各号のいずれにも該当する場合の取扱いは、事故等調査に関する達第6条第2項に定めるところによる。

(業務を実施する職員)

第5条 前条第1項第5号の業務を実施する職員（以下「担当職員」という。）は、企業連携室長が指名する者又は外部連携部門長が別に定める者とする。

- 2 担当職員は、契約の始期から終期まで継続して在職する定年制職員とする。
- 3 前項の規定は、外部連携部門長が担当職員を別に定める場合には、適用しない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、事故等調査の業務を実施する職員については、事故等調査に関する達第8条の定めるところによる。

(実施料)

第6条 第4条第1項第6号の業務の実施料は、別に定める細則、要領により算定する。

- 2 前項に定めるもののほか、事故等調査の実施料の決定については、事故等調査に関する達第5条第5項に定めるところによる。

(実施料の納付)

第7条 機構は、会計規程第18条の規定に基づき、原則として契約締結後速やかに実施料全額の納付の請求を行うものとする。ただし、あらかじめ合意のある場合、機構は業務完了後に実施料の請求を行うことができるものとする。

(実施料の返還等)

第8条 機構は、依頼者が納付し又は納付すべき実施料については、原則として返還または免除しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、実施料の全部又は一部を返還または免除することができる。

- (1) 機構の都合により中止した場合
- (2) 機構が依頼者の中止の申し出をやむを得ないと認めた場合

(契約の解除)

第9条 機構は、次の各号の一に該当する場合は、業務を中止し、契約を解除することができる。

- (1) 依頼者が定められた期日までに実施料を納付しない場合
- (2) 天災事変その他不可抗力により、業務の遂行が困難となった場合
- (3) 依頼者より中止の申し出があった場合
- (4) 依頼者が契約に違反した場合
- (5) その他、機構が業務を中止することが必要と判断した場合

- 2 機構は、前項の規定により契約を解除した場合、依頼者の受ける損害については責任を負わない。

(業務完了報告等)

第10条 担当職員は、業務（事故等調査を除く。）を完了又は中止したときは、遅滞なくその旨を依頼者に報告するとともに、企業連携室長に通知する。

- 2 事故等調査の完了の報告については、事故等調査に関する達第9条第1項に定めるところによる。

(適用除外)

(技術相談等の業務の実施に関する規程)

第11条 企業連携室長は、依頼者が国、若しくは地方公共団体である場合又は特別な事情がある場合は、特例を設けることができるものとする。

(実施料収入の取扱い)

第12条 機構は、機構が得た実施料の研究グループ等への配分にあたっては、別に定めるところにより行うものとする。

(実績報告等)

第13条 業務の実施に関する事務は、外部連携部門企業連携室（以下「企業連携室」という。）で行う。

2 企業連携室は、機構における毎年度の業務実績をとりまとめ、その結果を運営会議等へ報告するものとする。

(企業等との会員制連携)

第14条 技術相談等の業務のうち企業等との会員制連携に係るものに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成15年3月13日 15規程第4号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月29日 16規程第27号）

この規程は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日 18規程第40号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日 20規程第31号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 4月27日 22規程第34号）

この規程は、平成22年4月27日から施行する。

附 則（平成23年4月27日 23規程第37号）

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年1月16日 24規程第2号）

この規程は、平成24年1月16日から施行する。

附 則（平成24年7月31日 24規程第63号）

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年6月11日 25規程第23号）

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年5月20日 26規程第26号）

この規程は、平成26年5月20日から施行する。

附 則（平成26年9月24日 26規程第42号）

(技術相談等の業務の実施に関する規程)

この規程は、平成２６年１０月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月２４日 ２７規程第６８号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月２９日 ２８規程第２１号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年４月２６日 ２８規程第８８号）

この規程は、平成２８年４月２６日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年６月２０日 ３０規程第３６号）

この規程は、平成３０年６月２０日から施行する。

附 則（平成３０年７月３１日 ３０規程第４０号）

この規程は、平成３０年７月３１日から施行する。

附 則（平成３１年３月１２日 ２０１９規程第１８号）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和３年４月２７日 ２０２１規程第４５号）

この規程は、令和３年５月１日から施行する。

附 則（令和５年２月２８日 ２０２３規程第５１号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。